



被保険者証の更新 について

平成28年10月1日より被保険者証が更新となります。

新しい被保険者証(ピンク色)を9月下旬に各事業所宛にレターパックプラス(赤)で送付いたしますので、受取時には受領印の押印をお願いいたします。

お手元に届きましたら記載事項に誤りがないかご確認いただき、10月1日より新しい被保険者証をご使用ください。10月1日以降、今までお使いの被保険者証(灰色)は**各自で破棄してください**。

なお、下記に該当する方は届出が必要となります。

- 組合員とご家族の住民票が別になったとき
- 他の健康保険組合に加入したとき
- 組合同規約第4条に定める地区外に自宅住所を移したとき

提出書類

- 国民健康保険被保険者喪失届書(様式第1号の1(B))
- 被保険者証、高齢受給者証(70～74歳)

● 住所を変更したとき

提出書類

- 自宅住所変更届(様式第1号の8)
- 変更後の住民票原本(世帯全員記載のもの)*
- 当該世帯の加入者全員分の被保険者証、高齢受給者証(70～74歳)、組合員証(75歳以上)

● 氏名が変更となったとき

提出書類

- 被保険者氏名変更届(様式第1号の7)
- 変更後の住民票原本(世帯全員記載のもの)*
- 該当者の被保険者証、高齢受給者証(70～74歳)

● 修学のため住民票を分離したとき*

提出書類

- ④国民健康保険法第116条該当届(様式第1号の4(B))
- 分離先の住民票原本(世帯全員記載のもの)*
- 在学証明書または学生証の写し
- 被保険者証

*小・中・高・大学・高等専門学校などで修学する者が適用。

● 修学を終了し組合員と同一の世帯に戻ったとき

提出書類

- ④国民健康保険法第116条非該当届(様式第1号の4(B))
- 住民票原本(世帯全員記載のもの)*
- 被保険者証

● 介護・福祉施設・養護老人ホーム等の施設入所のため、長期にわたり現住所から離れ住民票を分離したとき

提出書類

- ④国民健康保険法第116条の2該当届(様式第1号の4(A))
- 分離先の住民票原本(世帯全員記載のもの)*
- 入所したことがわかる書類の写し
- 被保険者証、高齢受給者証(70～74歳)

● 入所が終了し組合員と同一の世帯に戻ったとき

提出書類

- ④国民健康保険法第116条の2非該当届(様式第1号の4(A))
- 住民票原本(世帯全員記載のもの)*
- 被保険者証、高齢受給者証(70～74歳)

*直近3ヶ月以内のもの

*各種申請書につきましては、各事業所にあります「規約・規程集」よりコピーしてご使用いただく、または組合ホームページ(<http://www.ka-z-kokuho.or.jp/>)にて書式をダウンロードのうえ、ご使用ください。